

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応指針（令和3年10月6日改定）

※この対応は、目安であり、具体的な対策は本学、熊本市あるいは全国の感染状況、その傾向（拡大・縮小）及び県等からの要請内容を踏まえ、実施する範囲や内容を含め総合的に判断する。

レベル	授業（講義・実験・実習）	研究活動	会議・委員会、出張等	学生のサークル等活動	事務体制
1 〔注意〕	・感染拡大防止措置を講じた上で実施する。	・研究室の感染拡大防止措置を講じた上で実施する。	・会議等は感染拡大防止措置を講じた上で実施する。 ・県等の要請に応じ会議、出張等を制限する。	・感染拡大防止措置を講じた上で実施する。	・感染拡大防止措置を講じた上で行う。
2 〔警戒〕	以下のいずれかの方法により実施する。 ・遠隔授業を実施する。（情報処理実習室等での遠隔授業の受講も含む） ・感染拡大防止措置を講じた上で、対面授業を実施する。 その他行政機関からの要請等に応じ、個別・具体的な対応を行う。				
3 〔警報〕	・遠隔授業を積極的に実施する。（情報処理実習室等での遠隔授業の受講も含む） ・その他は、感染拡大防止措置を講じた上で、対面授業を実施する。 その他行政機関等からの要請等に応じ、個別・具体的な対応を行う。		・会議等は感染拡大防止措置を講じた上で実施するが、必要に応じて書面又はオンラインによる実施とする。 ・県等の要請に応じ会議、出張等を制限する。	・県内の活動のみ認める。 ・サークル棟は更衣等短時間の使用のみ認める。	・感染拡大防止措置を講じた上で行う。 ・県等の要請に応じた時差出勤及び在宅勤務を実施する。
4 〔特別警報〕	・可能な限り遠隔授業を実施する。（情報処理実習室等での遠隔授業の受講も含む） ・その他は、感染拡大防止措置を講じた上で、対面授業を実施する。 その他行政機関からの要請等に応じ、個別・具体的な対応を行う。	・研究室の感染拡大防止措置を講じた上で、必要最低限の人数かつ時間で実施する。		・学校外での活動は禁止とする。 ・サークル棟は更衣等短時間の使用のみ認める。	
5 〔厳戒警報〕	・原則として遠隔授業を実施する。（情報処理実習室等での遠隔授業の受講も含む） ・必要不可欠な対面授業は、感染拡大防止措置を講じた上で実施する。	・研究室の感染拡大防止措置を講じた上で、必要最低限の人数かつ時間で実施する。	・会議等は原則として中止又は延期、若しくは書面又はオンラインによる実施とする。 ・県境を越えた移動を伴う会議、出張等は	・全面禁止とする。 ・サークル棟は使用禁止とする。	・県等の要請に応じた時差出勤及び在宅勤務を実施する。 ・大学機能を最低限維持するための業務は行う。

	<p>その他行政機関からの要請等に応じ、個別・具体的な対応を行う。</p>		<p>禁止する。</p>		
--	---------------------------------------	--	--------------	--	--

※レベル移行に伴い必要となる措置については、直ちに準備に着手し速やかに実施するものとする。

学生又は教職員等に感染者が発生し、発症 2 日前以降に大学内に入構していたケース

<p>(学校閉鎖) 行政機関と協議し、消毒等のため大学が決定した期間、学校の必要な区域を閉鎖する。</p>	<p>・閉鎖区域を利用した授業（実験・実習を含む。）は中止、又は遠隔授業等の代替措置を講じる。</p>	<p>・研究機器等の維持が必要な場合に限り、学部長の承認を得た者のみ、短時間、研究室等に入室できる。</p>	<p>・大学運営上必要な会議等に支障があれば代替施設での開催、若しくは、書面又はオンラインによる実施とする。</p>	<p>・閉鎖区域では禁止とする。</p>	<p>・必要に応じ、在宅勤務を行う。 ・大学機能を最低限維持するための業務は行う。</p>
---	---	--	--	----------------------	---

※ 対応指針は、新型コロナウイルス感染の状況等に応じて、適宜、見直す。